

木城町告示第20号

令和3年第5回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年4月26日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和3年4月30日（金）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

久保富士子君	桑原 勝広君
森 伸夫君	眞鍋 博君
中武 良雄君	黒木 泰三君
後藤 和実君	甲斐 政治君
原 博君	神田 直人君

○応招しなかった議員

令和3年 第5回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和3年4月30日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年4月30日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①特別委員の辞任について

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例等の一部を改正する条例)

日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて(令和2年度木城町一般会計補正予算 第18号)

日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて(令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)

日程第7 議案第41号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第42号 監査委員の選任について

日程第9 委員会付託の省略

日程第10 議案に対する質疑

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

追加日程第4 副議長の選挙

日程第11 常任委員の選任について

日程第12 議会運営委員の選任について

追加日程第5 特別委員の選任

追加日程第6 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

追加日程第7 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

追加日程第9 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第13 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①特別委員の辞任について

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算 第18号）

日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号）

日程第7 議案第41号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 監査委員の選任について

日程第9 委員会付託の省略

日程第10 議案に対する質疑

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

追加日程第4 副議長の選挙

日程第11 常任委員の選任について

日程第12 議会運営委員の選任について

追加日程第5 特別委員の選任

追加日程第6 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

追加日程第7 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

追加日程第9 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第13 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1 番 久保富士子君	2 番 桑原 勝広君
3 番 森 伸夫君	5 番 眞鍋 博君
6 番 中武 良雄君	7 番 黒木 泰三君
8 番 後藤 和実君	9 番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和3年第5回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和3年第5回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、4月27日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、久保富士子君、2番、桑原勝広君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月30日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月30日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告を行います。

特別委員の辞任についての報告を行います。

去る4月29日付で、議会広報編集特別委員会、中武良雄委員長、黒木泰三委員及び新田原基地対策特別委員会、後藤和実副委員長、桑原勝広委員の辞任を、委員会条例第11条第2項の規定により、議長において許可いたしましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました、日程第4、議案第38号から日程第8、議案第42号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和3年第5回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新型コロナウイルス感染症防止対策の最中にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第38号から議案第42号に至る5議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第38号。議案第38号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、1つ目に、固定資産税について、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年の課税標準額に据え置く特別措置。2つ目に、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減措置の延長であります。3つ目に、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直し等であります。

次に、議案第39号。議案第39号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和2年度木城町一般会計補正予算（第18号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第18号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ6,700万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ61億3,289万円にするものであります。

歳入の主なものは、地方譲与税増額922万1,000円、地方消費税交付金増額2,422万9,000円、地方交付税増額606万円、諸収入増額559万円、環境性能割交付金減額101万3,000円、県支出金減額1,429万8,000円、寄附金減額9,700万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額3,367万4,000円、予備費増額743万9,000円、

民生費減額1,563万4,000円、衛生費減額1,420万9,000円、農林水産業費減額2,340万9,000円、商工費減額2,976万6,000円、教育費減額1,332万2,000円等であります。

次に、議案第40号。議案第40号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第5号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ9,336万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億829万1,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額11万9,000円、県支出金減額8,774万7,000円、繰入金減額544万6,000円、諸収入減額29万円であります。

歳出は、諸支出金増額59万9,000円、保険給付費減額9,158万円、予備費減額238万3,000円であります。

次に、議案第41号。議案第41号は、令和3年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額をそれぞれ53億5,100万円にするものであります。

歳入は、県支出金増額50万2,000円、繰入金増額367万7,000円、諸収入増額182万1,000円であります。

歳出は、総務費増額378万3,000円、衛生費増額45万7,000円、教育費増額267万4,000円、予備費減額91万4,000円であります。

最後に、議案第42号。議案第42号は、監査委員の選任についてであります。

議員の中から選任しておりました黒木泰三監査委員が、令和3年4月29日をもって辞職されましたので、新たに神田直人氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める者であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして、承認、可決及び同意をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第9. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第9、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第38号から議案第42号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第10、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第38号から議案第42号に至る議案の1議案ごとの質疑、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第38号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第38号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 2点ほど教えていただきたいと思っております。

3ページの3項の特定被災共用土地、それから、7ページの第3条2項の雨水貯留浸透施設については、実例があるのか、また、どういったものを想定されているのか、そういったところをおしえていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） まず、3ページの特定被災共用土地というのは、被災に合ったその土地になります。

それから、もう1点は7ページの雨水貯留施設、これについては、雨が降ったあとに貯留するため、調整池とか、そういったものが対象になりまして、今回、民間事業者が行うそういった雨水貯留施設について、固定資産税の特例措置が設けられたということで、今回、このような改正になっております。

雨水貯留施設というのは、そういう調整池であったり、浸透性の貯留樹であったり、そういったものを指します。

この民間事業は、今後行う、そういった貯留施設について特例措置が設けられたもので、今までは公共的な義務づけられた貯留施設については特例があったのですが、それが廃止されて、新たに民間事業が県知事等の認証を受けたそういった施設を作った場合に固定資産の特例ができた

というような内容になっております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） それでは、3ページの特定被災共用土地については実例もあるということでもいいわけですか。

それと、もう一つの貯水の関係は、まだ実例はないということでもいいのかを。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 共用被災土地については、本町については今のところないと、どちらのほうもないということです。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 先ほど、説明の中で町長から3点ほどあったのですが、具体的に軽自動車税の見直しというのがあったのですが、例えば今の現状、令和2年度分から3年に変わったらどういう形に変わるのかというのがわかればよろしくお願いします。町民さんが一番関わっていくのではないかと思ったものですから。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） まず、軽自動車税の環境性能割の部分については、税率区分の見直しということで、新たに2030年度の燃費基準ができました。それによって税率区分を見直すということが、まず1点。それから、環境性能割の税率1%軽減というのがあるのですが、それが9か月延長になるというのが2点目です。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第38号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算第18号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第39号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 歳入で3点、歳出で3点ほど教えていただきたいと思います。

まず、歳入の14ページ、15ページということで、7款の地方消費税交付金ですが、補正後で1億1,699万9,000円ということで、過年度の残高をみると、今回、増額ということになっているようであります。一部、消費が伸びている分野もありますけれども、コロナ禍の中で、相対的には経済が向上しているとは考えにくいわけでありましたが、ここは単純に税率が上がった、そういったことが要因なのか、大まかにわかれば教えていただきたいと思います。

それと、24、25ページです。金額は小さいわけでありましたが、17款の財産収入、財産売払収入ということで、不動産売払収入が1万5,000円、物品売払収入が2,000円ということで、これの内容を教えていただきたいと思います。

それから、3点目ですが、26、27ページにあります21款の諸収入、雑入の中で、その他雑入、主なもので結構ですがどういったものがあるのか教えていただきたいと思います。

歳入の関係はその3点をお願いします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 初めに、地方消費税交付金の増額分でございますが、令和元年度に消費税率の引き上げが行われたわけですが、その影響が令和2年度まで影響しているのではないかというふうに考えられるところです。

それと、大まかな中身は、私ども地方公共団体ではわからないのですが、要は消費税に伴う交付金でございますので、消費が増えたということも一部あるのではないかというふうには考えております。

詳細な中身については、国から下りてくる交付金でございますので、中身がないまま金額だけ下りてくるものですから、詳細な中身については私どもでは把握できておりません。

続きまして、24、25ページの土地売払収入1万5,000円のほうにつきまして、場所につきましては下鶴地区でございますが、民間の方の宅地横に昔で言う青道が一部ございまして、その青道が水路とはなっていない状況で、宅地のほうに組み込まれているような状況でありますので、売払いの願いがありましたので売払いしたという形になっております。

2,000円のほうにつきましては、役場庁舎内の金属等のごみくず等を売却した分の収入でございます。

27ページのその他雑入でございますが、368万1,000円計上しております。主な内容は、公共建物災害共済金。台風によります光ケーブルの補修に係る共済金、それが約230万円。

それと、災害対策費用保険金。災害が起きた場合に、例えば職員の時間外とか、そういうのが多額に発生するわけですが、その分に充て込むために保険をかけております。その分の保険が136万円入っております。そのほかは、小さいのですが、古紙売却に伴う増額。庁内の古紙、これに伴う売却が4万円程度と、西都児湯共同設置で各種委員会を設置しているところですが、それらの負担金の清算による返還金、それが2万6,000円。合わせまして368万1,000円を計上しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） すみません。歳出のところで3点お聞きしたいのですが、36、37ページの高齢者福祉費の中の老人クラブ助成補助金が60万円の減額補正となっておりますが、会員減少なのか、主な内容を教えていただきたいのと、それと、46、47ページの6款商工費の中の事業継続支援給付金の1,530万円の減額補正の内容、それから、48、49ページの下の方の消防費の減額補正であります。これは団員の定員不足、あるいは新型コロナウイルスの関係での出勤機会がなかった関係か、主なものを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 37ページの老人クラブ助成事業費の減額であります。これは、大きくは新型コロナウイルスによるものが大きいかと思いますが、年間を通して、年間計画をしておりました事業内容に対しまして、新型コロナウイルス等によって活動自粛を協議会でやっている分を清算したところ、この金額、60万円が減額になったということで実績報告をいただいているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 46、47ページの商工費、負担金補助及び交付金の中の事業継続支援給付金についてであります。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた町内の中小企業に対しまして、令和元年度、令和2年度の比較で20%減のところの従業員に応じて給付金を支給しております。結果、69件、支給金額970万円を給付しており、当初見込みと比較しまして、使わなかった分を今回減じております。

以上です。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 48、49ページの消防費でございますが、令和2年度におきましては、消防大会、出初式、共に開催できませんでしたので、その分による減額が主なもので

ございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 46、47ページの商工費の中のプレミアム商品券のところなのですが、425万円のマイナスということで、結局幾ら残ったのかということと、今後、今年また2回ほど予定されていますので、そのあたりの状況もお聞かせください。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） このプレミアム商品券の減額分についてですけれども、第1弾分につきましては全て完売しておりますが、第2弾分につきましては、町内分につきましては1万5,000冊発行しまして、完売できた部分が1万4,162冊ということで、約800冊ほど余った状況です。

町外につきましては、プレミアム率20%で1,000冊販売しまして、こちらのほうは完売しております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第39号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第40号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号令和3年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第41号に対する質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 14、15ページの保健衛生費の中の保健衛生総務費の中で工事請負費というのが31万9,000円、少額なのですが、どういう工事であるのかということと、16、17ページの教育振興費の255万6,000円の委託費があるのですけれども、その内容を教えてください。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 保健衛生費の工事請負費の内訳であります。保健センターの和室を、今回、新型コロナウイルスワクチンのディープフリーザーを保管する場所ということで想定をしております。その和室が、現在、畳ということで、そこをフローリングに変える工事の請負費として、今回、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 予算書16、17ページの教育費、中学校費、教育振興費の委託料255万6,000円につきましては、木城中学校の教諭、先生が傷病休暇を取得され、これに当たりまして先生の補充が必要となりますので、学力向上サポーターを新たに1名追加するための委託料でございます。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第41号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案第42号監査委員の選任については、私の一身上に関する事件でありますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

ここで議長交代のため、しばらく休憩といたします。

午前9時34分休憩

午前9時34分再開

〔議長交代〕

○副議長（中武 良雄） 再開いたします。

議案第42号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神田直人君の退場を求めます。

〔11番 神田 直人君 退場〕

○副議長（中武 良雄） これより質疑を行います。本案に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

神田直人君の着席を求めます。

〔11番 神田 直人君 着席〕

○副議長（中武 良雄） ただいま監査委員に選任されました神田直人君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

ここで議長交代のため、しばらく休憩といたします。

午前9時36分休憩

午前9時37分再開

〔議長交代〕

○議長（神田 直人） 再開いたします。

これより議会構成に係る議事を進めますので、執行部の皆様は退場をお願いいたします。

関連する議事が終了いたしましたら、改めてご連絡いたしますので、ご出席をお願いいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時38分休憩

午前9時45分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き再開いたします。

本来、議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定では、議員の任期によるとなっておりますが、議会申し合わせにより、議長の職を辞職したく、副議長に辞職願を提出いたしますのでよろしくをお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○事務局長（藤井 学君） ご報告申し上げます。ただいま神田議長から会議規則第97条の規定による辞職願が提出されました。地方自治法第106条の規定により、議長の選挙が終わるまで、中武副議長に議長の職務を行っていただきます。中武副議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○副議長（中武 良雄） 再開いたします。

ただいま局長から報告がありましたように、議長の選挙が終了するまで、議長の職務を行います。

議長神田直人君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（中武 良雄） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神田直人君の退場を求めます。

〔11番 神田 直人君 退場〕

○副議長（中武 良雄） ここで、議事調査係長に辞職願を朗読させます。

○議事調査係長（平野 豊和君） 辞職願を朗読いたします。

木城町議会副議長中武良雄殿。

このたび議会の申し合わせ事項により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（中武 良雄） お諮りいたします。神田直人君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、神田直人君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

神田直人君の着席を求めます。

〔11番 神田 直人君 着席〕

○副議長（中武 良雄） 神田直人君の議長の辞職につきましては、許可されましたので告知します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（中武 良雄） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、私、中武良雄を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました、私、中武良雄を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、中武良雄が議長に当選しました。

議長承認の承諾をさせていただきます。

ここで、私、中武良雄がご挨拶をさせていただきます。

このたび、議員各位のご推挙により議長に就任しました中武良雄です。誠に身に余る光栄であり、職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

現在は、コロナ禍蔓延により世界中が大変であります。早期の収束を望み、今できることをしっかりやることだと考えております。

今後も町民の負託に答えられるよう、議会改革についても積極的に取り組みを進めていきたいと考えております。

議員各位にお礼を申し上げ、今後2年間のご協力をお願いして、議長就任挨拶とします。

ここで、しばらく休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前9時54分再開

〔議長交代〕

○議長（中武 良雄） 再開いたします。

ただいまの議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更が必要となりました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（中武 良雄） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議席番号11番は議長の席としておりますので、そのほかの議席番号及び氏名を議事調査係長に朗読させます。

○議事調査係長（平野 豊和君） それでは、変更のあった議席についてのみ、議席番号、氏名の順に読み上げていきます。

6番、神田直人議員、11番、中武良雄議員。

以上です。

○議長（中武 良雄） 議事調査係長の朗読が終わりました。以上のとおり、各議員の議席を変更します。

議席の移動をお願いいたします。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時57分休憩

午前9時58分再開

○議長（中武 良雄） 再開いたします。

次に、私、中武良雄が議長に当選いたしましたので、副議長が欠けました。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（中武 良雄） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よつて、議長が指名することに決定いたしました。副議長に、森伸夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました森伸夫君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました森伸夫君が副議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によつて、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました森伸夫君を紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（3番 森 伸夫君） 副議長に就任いたしました森伸夫でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

私は常に町民憲章を旨とし、議会の使命と副議長の職責を深く認識し、議長の補佐役として、また町民のために誠心誠意、全力で議会活動に取り組んでいきたいと考えております。経験不足ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中武 良雄） 挨拶が終わりました。承諾されたものと認めます。

これより、各委員会委員の選任及び一部事務組合議会議員の選挙について、議事を進めてまいります。

日程第11. 常任委員の選任について

○議長（中武 良雄） 日程第11、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の任期については、委員会条例第3条の規定により2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮つて指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よつて、ただいまから常任委員の指名を行います。

まず、総務常任委員に、久保富士子君、桑原勝広君、黒木泰三君、原博君、私、中武良雄、以上5名を、次に、産業文教常任委員に、森伸夫君、眞鍋博君、神田直人君、後藤和実君、甲斐政治君、以上5名を、それぞれ指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第12. 議会運営委員の選任について

○議長（中武 良雄） 日程第12、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の任期については、委員会条例第4条の2第3項の規定により、2年と定められており、新たに選任することになります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。定数とも勘案の上、調整して指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に、久保富士子君、桑原勝広君、眞鍋博君、神田直人君、甲斐政治君、以上5名を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会に選任することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任についてであります。

お諮りいたします。先ほどの諸報告で報告いたしましたとおり、閉会中に議長において特別委員の辞任を許可しておりましたので、会議規則第22条の規定により、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5. 特別委員の選任

○議長（中武 良雄） 追加日程第5、特別委員の選任を議題といたします。

特別委員会は、委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する事項については4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会と、新田原基地対策に関する事項については4人の委

員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置しております。

お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。欠員数に応じて指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。議会広報編集特別委員の2名に、桑原勝広君、後藤和実君を、新田原基地対策特別委員の2名に、神田直人君、甲斐政治君を、それぞれ指名いたします。

以上で、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は終了いたしました。

委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここでしばらく休憩いたしますので、各委員会とも委員会を開き、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長の手元まで報告をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

○議長（中武 良雄） 再開いたします。

ただいま各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果が参りましたので、報告いたします。

総務常任委員会、委員長に桑原勝広君、副委員長に原博君、産業文教常任委員会、委員長に眞鍋博君、副委員長に後藤和実君、議会運営委員会、委員長に甲斐政治君、副委員長に神田直人君、議会広報編集特別委員会、委員長に森伸夫君、副委員長に久保富士子君、新田原基地対策特別委員会、委員長に甲斐政治君、副委員長に原博君が互選されました。

次に、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出についてであります。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条第1項の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。現在、本町議会から選出する議員1名枠に欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（中武 良雄） 追加日程第6、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を議題といたします。お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に、桑原勝広君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました桑原勝広君を、宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに桑原勝広君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に当選されました桑原勝広君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙についてであります。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、関係市町村の議会において、議員の中から2名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（中武 良雄） 追加日程第7、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、私、中武良雄と桑原勝広君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました私、中武良雄と桑原勝広君を、西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、中武良雄と桑原勝広君が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました私、中武良雄と桑原勝広君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙についてであります。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第5条及び第6条第1項の規定により、議会において、議員の中から3名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員3名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（中武 良雄） 追加日程第8、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を議題といたします。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、桑原勝広君、森伸夫君、神田直人君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました桑原勝広君、森伸夫君、神田直人君を、高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました桑原勝広君、森伸夫君、神田直人君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました桑原勝広君、森伸夫君、神田直人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙についてであります。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係市町の議会において、議員のうちから1名を選挙することになっております。現在、本町議会から選挙する議員1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（中武 良雄） 追加日程第9、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、私、中武良雄を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました私、中武良雄を、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、中武良雄が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

以上で、議会の構成替えに伴う議事の全てが終了いたしましたので、執行部の入場を求めたいと思います。

ここで、10分間の休憩といたします。

午前10時12分休憩

午前10時22分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

執行部の皆様にご出席いただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

執行部の皆様には大変お待たせいたしました。先ほどの議長選挙によりまして、議長になりました中武良雄です。執行部の皆様に、高いところで申し訳ありませんが、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様のご推挙をいただき、議長の大役を担うことになりました。どうかよろしくをお願いいたします。日頃より議会に対する厳しい指摘がありますが、真摯に受け止め、見直すべきところは見直し、町民の皆様に見える議会を目指していきます。

現在、世界中がコロナ禍対策に頑張っております。本町においても来月よりワクチン接種が始まりますが、早期のコロナ収束を望みます。執行部におかれましても、二元代表制の原理に基づき、議会と執行部がそれぞれ審議を尽くし、町民の福祉の向上が達成されますようご協力をお願いいたします。

以上で、私の就任の挨拶を終わります。

なお、新しい議会構成については、お手元にお配りしました構成表のとおり、選任されました。執行部の皆様のご協力をお願いいたします。

日程第13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（中武 良雄） 日程第13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、各常任委員長から、所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から、議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から、新田原基地対策について、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和3年第5回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、前議長、町長より発言を求められていますので、これを許します。6番、神田直人君。

○議員（6番 神田 直人君） 2年間議長をさせていただき、ご協力いただきました議員各位を

はじめ、職員の皆様には大変感謝いたしております。力不足のところもあったかと思われませんが、私自身としては大変勉強させてもらったと思っております。

その中でも2年のうち1年は、新型コロナウイルスに振り回された1年ではなかったかと思っております。イベントの中止や各種行事、会議等の開催中止など、普通の状態ではなかったと思っています。この状態がまだまだ続き、第3波から第4波の猛威がきております。早くワクチン接種が終わり、新型コロナウイルス問題が収束することを願っております。

町内では義務教育学校の建設がいよいよ始まります。木城の教育の未来をしっかりと見詰めていきたいと思っております。

また、木城の基幹産業である農業の問題、少子高齢化の問題、自然災害対応の問題など、取り組むべき問題は山積しております。一議員として今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご協力をお願いいたしまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。

○議長（中武 良雄） 町長、お願いいたします。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。

第5回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会上程の5議案全て、原案のとおり、承認、可決及び同意をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

先ほど議会構成替えがなされました。中武良雄議長をはじめ、議員各位におかれましては引き続き、木城創生を通してのよりよいまちづくり及び新型コロナウイルス感染症対策にご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いよいよワクチン接種を5月10日から高齢者を対象にして始めてまいります。発症予防・感染予防・重症化予防が期待をされておりますので、円滑な接種に向け、万全の態勢で取り組んでまいります。

改めまして、4月臨時会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時32分閉会
